

建設工事及び測量, 建設コンサルタント等業務

入札及び契約制度の改正内容

《 2015年(平成27年)4月1日実施 》

福山市

I 入札参加資格要件の設定の見直しについて

1 趣旨

建設工事の一般競争入札の入札参加資格要件として、その専門性を高め、工物品質の一層の確保を図るため、土木一式工事及び建築一式工事以外の工事である場合に対象工事の発注金額に相応する施工実績を求めていましたが、その対象を拡大します。

2 見直し内容

土木一式工事及び建築一式工事についても、建設業法第27条の23に基づく経営事項審査における年間平均完成工事高(入札参加資格申請時に提出した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。)が、当該工事の予定価格以上であることを一般競争入札の入札参加資格要件とします。

3 適用しない工事

大規模工事や特殊な工事で、入札参加資格要件として過去の施工実績等を求める場合は、この要件を設定しません。

4 実施期日

2015年(平成27年)4月1日

II その他

1 工事費内訳書

これまで、設計金額が1,000万円以上の建設工事の入札において工事費内訳書を提出していただいておりますが、2014年(平成26年)6月4日に建設業法等が改正され、公共工事の入札の際には工事費内訳書の提出が義務付けられたことから、2015年(平成27年)4月1日以降、すべての建設工事の入札において工事費内訳書を提出してください。

なお、工事ごとの工事費内訳書(Excel)は掲示しませんので、記入例及び各工事の設計書等を確認のうえ作成した工事費内訳書を提出してください。

2 施工体制台帳

これまで、下請金額の総額が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)である場合に作成し、提出していただいておりますが、2014年(平成26年)6月4日に建設業法等が改正され、公共工事については、下請契約を締結する全ての元請業者が、施工体制台帳を作成し、提出することが義務付けられたことから、2015年(平成27年)4月1日以降、本市が発注する建設工事を元請として請負った場合、下請契約を締結するとき、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、その写しを提出してください。

これに伴い、下請負人名簿を廃止します。

また、施工体系図の現場への掲示は、下請契約を締結したすべての工事を対象とします。

III 留意事項

1 公共工事の適正化について

1) 工期の厳守について

- (1) 工期は厳守してください。なお、天候の不良、関連工事の調整への協力などやむを得ない事情が発生した場合は、契約約款に基づき、工期の延長請求を行ってください。
- (2) 実施工程表は、契約締結後速やかに提出してください。
- (3) 契約締結後、速やかに工事着手されない場合や本市の監督員の指示に従わないなどの場合には、本市からの文書による指導を行うこととしています。このような指導を受けた場合、指名除外等の措置を受けたり、工事成績評定点を減点されたりする場合があります。

2) 関係書類の提出について

「現場代理人及び主任技術者等指名届」、「施工体制台帳」などの関係書類は、速やかに監督員へ提出してください。変更が生じた場合も、同様をお願いします。

3) 現場代理人の適正な配置について

本市が発注する建設工事を元請として請け負った場合は、現場代理人を置かなければなりません。現場代理人は、請負人の代理人として、工事現場の運営・取締りなど、工事の施工に関する一切の事務を処理する者で、工事現場に常駐していなければなりません。

ただし、工事現場における運営等に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されている場合には、現場代理人の兼任が認められます。この場合、いずれかの工事現場に必ず常駐し、他の工事現場についても、安全管理などに支障をきたさないようにしてください。

兼任が認められていないにもかかわらず、現場代理人が常駐していないことが確認された場合は、契約条項に違反するものとして、指名除外等の措置が行われます。

4) 施工管理及び安全管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止、建設生産物の安全性や品質を確保するため、適切な施工計画書を作成してください。

また、工事現場における施工体制の確保、工事全体の工程管理や品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理の徹底をお願いします。

5) 建設労働者の雇用条件等の改善について

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、労働条件等を明示した雇用に関する文書(雇入通知書)を交付する等、雇用・労働条件の改善、安全・衛生の確保、福祉の充実、福利厚生施設の整備、技術・技能の向上及び適正な雇用管理等の事項について必要な措置を講じることが求められます。(建設労働者の雇用の改善等に関する法律)

2 下請契約及び下請代金支払の適正化について

1) 見積り及び契約について

- (1) 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容の契約書により、適正な工期、工程及び価格の設定を含む契約を工事の着工前までに締結してください。
- (2) 下請代金については、施工責任範囲、施工条件等を反映したものとするため、書面による見積り依頼及び見積り期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順で設定してください。(建設業法第20条)
- (3) 工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう必要な経費に十分留意し、賃金等に加えて、一般管理費等の必要な諸経費を盛り込むなど、適切に下請代金を設定してください。
- (4) 工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもって変更してください。(建設業法第19条)
- (5) 適切な契約手続に基づかず、元請下請双方の協議・合意がないまま、元請負人が一方的に諸費用を下請代金から差し引く行為や下請負人との合意はあるものの、差し引く根拠が不明確な諸費用を下請代金から差し引く行為又は実際に要した諸費用より過大な費用を下請代金から差し引く行為は建設業法上違反となるおそれがあるため、これらの諸費用を一方的に下請負人から徴収することのないよう徹底してください。(建設業法第19条の3)
- (6) 施工体制台帳などは、下請契約締結後、遅滞なく提出してください。契約内容を確認できるものとして、契約金額や支払時期などを記載した契約書などの写しも併せて添付してください。
- (7) 本市発注工事の一部をやむを得ず、市外業者に下請負させる場合には、施工体制台帳提出時に、取引関係や協力関係など具体的な理由を記載した理由書を添付してください。

2) 前払金について

- (1) 前払金を受領した場合には、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払ってください。(建設業法第24条の3第2項)
- (2) 下請負人に対して前払金を支払うときは、下請負人の口座へ直接振り込むよう努めてください。

3) 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事の完成の通知を受けたときは、その通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了してください。また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けてください。(建設業法第24条の4)

4) 支払期日について

下請契約における代金の支払は、請求書の提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くしてください。また、元請負人が注文者から部分払(出来高払)や完成払を受けたときは、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を当該支払を受けた日から1か月以内で、できる限り短い期間内に支払うよう努めてください。(建設業法第24条の3)

特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行ってください。(建設業法第24条の5)

5) 支払方法について

下請契約における代金の支払は、できる限り現金払としてください。現金払と手形払を併用する場合には、少なくとも労務費相当分を充たすように現金払を設定し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意してください。

6) 手形期間について

手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としてください。また、特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意してください。(建設業法第24条の5第3項)

7) 下請負人への配慮等について

- (1) 元請負人は、下請契約の締結に際し、法定福利費その他建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を適切に考慮し、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮してください。
- (2) 下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮してください。
- (3) 元請負人は、特定建設業者であるか否かを問わず、全ての下請負人を総合的に指導する責任があります。下請代金の支払についても適正に行うよう指導してください。
- (4) 元請負人が特定建設業者である場合、下請負人が施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞したときは、国土交通大臣又は都道府県知事が、当該特定建設業者に対して適正と認められる賃金相当額を立替払することその他適切な措置を講じることを勧告することがあります。(建設業法第41条)

3 建設業退職金共済制度の適正な運用について

建設業退職金共済(建退共)制度は、建設労働者が事業主が変わっても、その先々の事業主から共済証紙の貼付を受けることにより、建設業で働いた日数の通算により退職金を受け取ることができるもので、建設労働者の福祉の向上を目的とする法律(中小企業退職金共済法)に基づく制度です。

本市では、市が発注する建設工事において、共済証紙の購入費を現場管理費として建設工事費の中に積算し、制度の普及徹底に努めています。また、経営事項審査においても「建退共制度への加入の有無」が審査対象として加点評価されています。

この制度による建設労働者の福祉の向上を効果的に図るためには、事業主の制度への加入及び共済証紙の貼付等事務の適正な処理の徹底が重要です。制度への加入及び下請負人への加入勧奨のほか、次の事項についてご協力をお願いします。

- (1) 請負代金額300万円以上の建設工事については、契約締結後1か月以内に「発注者用掛金収納書」を提出してください。
- (2) (1)の期間に提出できない特別の理由がある場合は、あらかじめその事由及び証紙の購入予定を申し出てください。
- (3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事現場の出入り口等、労働者の見やすい場所に掲示し、建設現場の労働者に対し、制度の周知に努めてください。
- (4) 下請負人に工事を施工させる場合においては、この制度の趣旨を説明し、下請負人が雇用するこの制度の対象労働者の共済証紙を購入して現物交付することや、この制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負人の制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付の徹底に努めてください。

問い合わせ先

福山市建設局建設管理部契約課
〒 720-8501 広島県福山市東桜町3番5号
TEL 084-928-1076
FAX 084-926-9167
E-Mail keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市上下水道局経営管理部管財契約課
〒 720-8526 広島県福山市古野上町15番25号
TEL 084-928-1503
FAX 084-928-1631
E-Mail kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp